

● 自己負担限度額(70歳未満の方)

	所得金額 ※2	適用 区分	自己負担限度額 ※3	
			3回目まで ※4	4回目以降 ※4
住民税課税世帯 ※1	901万円超	ア	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 0.01 ※5	140,100円
	600万円超～ 901万円以下	イ	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 0.01 ※5	93,000円
	210万円超～ 600万円以下	ウ	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 0.01 ※5	44,400円
	210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯 ※1		オ	35,400円	24,600円

※1 <住民税の課税/非課税について>非課税世帯とは、世帯主(国保の資格がない方も含む)と同一世帯の国保被保険者が全て住民税非課税の世帯です。

※2 「所得金額」は、同一世帯の全ての国保被保険者について、所得から基礎控除(43万円)を差し引いた額を合計したものです。(合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が逡減します。)

※3 自己負担限度額は、1ヶ月(暦月)ごと、医療機関ごと(入院と外来、医科と歯科はそれぞれ別)に適用されます。

※4 療養のあった月以前の12ヶ月以内に高額療養費の該当が4回以上ある場合の4回目以降の自己負担限度額です。

※5 適用区分がア、イ、ウの世帯の自己負担限度額(3回目まで)は、診療月の総医療費が一定額を超えると加算額があります。